

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北千歳駐屯地
第323会計隊長 岩槻 卓

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4LWA1G402860		42SK1AX5019 0001					
品名 または 件名							
松製材 ほか4件							
部品番号 または 規格							
40×60×3650MM							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
300.00	PC						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
第71戦車連隊				古森3曹(5533)			
搬入場所				納 期 または 工 期			
71戦連3科				令和7年3月31日(月)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年2月20日(木)10時30分 北千歳駐屯地 第323会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

ウ 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

エ 令和4・5・6年度の全省庁統一資格申請において「物品の販売」の「D以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者(資格審査結果通知書(写し)を入札時に提出)

(2) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額(消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額(消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする)の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

ア 第2項及び第7項(1)で示した競争参加に必要な資格がない者の入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札書に記名がない場合又は品名、数量金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている入札

エ 電報・電話及びFAXによる入札

オ 入札開始時刻に遅れた者による入札

カ 「入札及び契約心得」に定める「暴力団排除に関する事項」に誓約し、記載していない者による入札

キ 誓約した「暴力団排除に関する事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
ク 官側の承認を得ていない同等品による入札

(4) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。また、駐屯地標準契約書「物品売買契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を付する。

(5) 落札決定方式

総額が、当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率(10%)に基づく消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。

ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

エ 郵便による入札を認める。この際、封筒は二重にして内封筒に「松製材ほか4件入札書在中」と明記し、資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便(簡易書留可)にて入札日の当日10時までに北千歳駐屯地第323会計隊へ必着とする。この際、電話にて担当者に到着の確認を行うこと。

オ 再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合の再度入札は別示する。

カ 入札書下部余白に「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と誓約し、記載すること。

キ 入札に当日参加を希望する場合は、入札日の前日17時までに北千歳駐屯地第323会計隊へ連絡するものとする。

ク 同等品による入札の場合は、契約担当官に同等品判定依頼書により依頼をし、土日祝を除く入札日の前日13時まで
にその承認を得るものとする。

ケ 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊 契約班(担当:谷)

電話:0123-23-2106(内線:5341)

(7) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

北部方面隊ホームページ:<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

イ 掲示期間

令和7年2月7日(金)~令和7年2月20日(木)

委任状

分任契約担当官
陸上自衛隊北千歳駐屯地
第323会計隊長 岩槻 卓 様

委任者

私は、次の事項に関する権限を下記代理人に委任します。

件名： _____

委任事項(例)

- 1 上記業務に係る入札・見積に関する一切の権限
- 2 契約締結について

令和 年 月 日

代理人

別紙第 2
年 月 日

同等品判定依頼書 (例)

分任契約担当官

陸上自衛隊 北千歳駐屯地

第 323 会計隊長 岩槻 卓 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

下記応札 (見積) 予定物品が調達要求物品と同等であることを判定願います。

記

調達要求番号	品 名	仕様書 カタログ品名	同等品製品名

添付書類等： _____

(カタログ等諸元が判定可能なもの)

年 月 日

(会 社 名)

(代表者氏名)

殿

分任契約担当官

陸上自衛隊 北千歳駐屯地

第 323 会計隊長 岩槻 卓

同等品判定結果通知書

上記応札 (見積) 予定物品について、次のとおり判定する。

判定：同等品として 承認する

承認しない

上記申請について、次のとおり確認した。

分任物品官吏官等記入欄	要求元記入欄
要求元の所見を確認した。	仕様及び物品番号・品名との適合を確認した結果 同等品として (認める・認めない) 確認年月日
確認年月日：	確認者所属・階級・氏名：

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合